

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

[共通]

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 推進地域

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条に基づき指定された青森県の推進地域は次表のとおりである。

【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡五戸町、同郡南部町、同郡階上町

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第5節「市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じ次のとおりとする。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
八 戸 市	市	1 防災会議に関すること。 2 防災に関する物資等の備蓄に関すること。 3 災害時のボランティア活動に関すること。 4 災害時要援護者の安全確保に関すること。 5 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること。 6 水防活動、消防活動に関すること。 7 災害に関する広報に関すること。 8 避難の勧告・指示に関すること。 9 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関すること。 10 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること。 11 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること。 12 建築物等の応急危険度判定に関すること。 13 災害対策に関する他の市町村等との相互応援協力に関すること。 14 その他災害対策に必要な措置に関すること。
	市教育委員会	1 文教施設の保全に関すること。 2 その他災害対策に必要な措置に関すること。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
消 防 機 関	八戸地域広域消防事務 組合消防本部 八戸消防署 八戸東消防署 八戸市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 人命の救助及び救急活動に関すること。 3 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること。 4 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること。 5 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること。
	八戸圏域水道企業団	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
青 森 県	八戸警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること。 2 災害時の警備に関すること。 3 災害広報に関すること。 4 被災者の救助、救出に関すること。 5 災害時の死体の検視に関すること。 6 災害時の交通規制に関すること。 7 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること。 8 避難の勧告・指示に関すること。 9 津波警報の市町村への伝達に関すること。 10 その他災害対策に必要な措置に関すること。
	三八地域県民局地域健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること。 4 防疫に関すること。
	三八地域県民局地域整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、海岸、急傾斜地、港湾下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 港湾施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。
	三八地域県民局地域農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 3 水産業に係る被害状況調査及び応急対策、復旧の指導、助言に関すること。 4 漁港施設・海岸施設・沿岸漁場整備開発施設等の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。
	三八教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教関係の災害情報の収集に関すること。 2 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること。
	陸上自衛隊第4地对艦ミサイル連隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における人命及び財産保護のための救援に関すること。 2 災害時における応急復旧の支援に関すること。
	海上自衛隊第2航空群	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況等の情報収集及び通報に関すること。 2 海難救助及び海上漂流者等のための救難活動並びに応急復旧活動の支援等に関すること。 3 管制圏内における航空機の管制に関すること。
指 定 地 方 行 政 機 関	東北森林管理局 （三八上北森林管理署）	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林、治山による災害防止に関すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
	東北農政局 （青森農政事務所地域第二課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における主要食糧（米穀、乾パン及び乾燥米飯）の供給に関すること

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 行 政 機 関	第二管区海上保安本部 (八戸海上保安部)	1 海難救助、海上消防、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関する事 2 海上警備、海上における危険物の保安措置、海上災害に対する防除活動及び海上交通の確保に関する事 3 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関する事
	青森地方気象台	1 気象、水象、地象の観測並びに予報・警報等の発表、伝達及び周知に関する事
	東北地方整備局 (八戸港湾・空港整備事務所)	1 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集並びに災害対策の指導、協力に関する事 2 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 (八戸出張所) (八戸国道出張所)	1 直轄河川の水防警報の発表・伝達等水防に関する事 2 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関する事 3 その他公共土木施設(直轄)の災害対策に関する事
	東北運輸局青森運輸支局 (八戸海事事務所)	1 災害時における海上輸送に係る調査及び指導に関する事 2 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令に関する事
	東北総合通信局	1 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関する事
	八戸労働基準監督署	1 被災者に対する職業のあっせんに関する事 2 事務所における労働災害防止に係る監督及び指導に関する事 3 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関する事 4 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関する事
	八戸公共職業安定所	1 災害時における労務供給に関する事
指 定 公 共 機 関 及 び 指 定 地 方 公 共 機 関	東日本旅客鉄道株式会社 (八戸駅)	1 応急資材の確保に関する事 2 災害警備体制の確保に関する事 3 列車運転の安全と輸送の確保に関する事
	東日本電信電話株式会社(青森支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北八戸支店	1 気象警報の市への伝達に関する事 2 「非常通話」「非常電報」「緊急通話」「緊急電報」の優先利用に関する事 3 災害対策機器移動無線配置等による通信の確保に関する事 4 電気通信設備の早期復旧に関する事 5 災害時における特設公衆電話の設置に関する事
	八戸郵便局	1 災害時における郵便局業務の確保及び災害特別事務取扱に関する事 2 地方公共団体に対する簡易保険積立金の短期融資に関する事
	日本赤十字社青森県支部 (八戸赤十字病院)	1 災害時の医療救護に関する事

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	東北電力(株) (八戸営業所)	1 災害時における電力供給の確保に関すること。 2 送配電施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。
	日本放送協会八戸支局 青森放送(株)八戸支社 (株)青森テレビ八戸支社 青森朝日放送(株)	1 放送施設の確保に関すること。 2 気象予報・警報の周知徹底に関すること。 3 災害状況のニュース報道に関すること。
	八戸ガス(株) (社)青森県エルピーガス協会八戸支部	1 ガス施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること。
	(社)八戸市医師会	1 災害時における医療救護に関すること。
	青森県トラック協会三八支部 南部バス(株)八戸営業所 十和田観光電鉄(株) 日本通運(株)八戸支社	1 災害時における災害対策要員及び物資等の輸送の確保に関すること。
公 共 的 団 体 そ の 他 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	八戸商工会議所	1 災害時における物価安定についての協力等に関すること。 2 中小企業関係の被害調査に関すること。
	農林水産業関係協同組合 森林組合 土地改良区	1 農林水産業に係る被害調査に関すること。 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 3 被災組合員に対する融資又は斡旋に関すること。
	商工業関係団体	1 救助物資、復旧資材の確保等についての協力斡旋に関すること。
	運輸業関係団体	1 災害時における輸送等の協力に関すること。
	建設業関係団体	1 災害時における応急復旧への協力に関すること。
	自主防災組織・市民団体・町内会等	1 災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること。 2 災害応急対策に対する協力に関すること。
	放送機関 (株)エフエム青森 (株)八戸テレビ放送 (株)ビーエフエム	1 放送施設の確保に関すること。 2 気象予警報の周知徹底に関すること。 3 災害状況のニュース報道に関すること。
	(独)労働者健康福祉機構青森労災病院 病院等経営者	1 避難誘導、消火設備等の点検整備の実施に関すること。 2 従業員等に対する防災知識の普及及び避難訓練等の実施に関すること。 3 災害時における病人等の収容、保護に関すること。 4 災害時における負傷者の医療・助産救助に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社会福祉施設経営者	1 従業員等に対する防災知識の普及及び避難訓練等の実施に関する こと。 2 災害時における入居者の保護に関すること。
金融機関	1 被災事業者に対する資金の融資に関すること。
学校法人	1 防災教育に関すること。 2 避難施設の整備、避難訓練等の実施に関すること。
八戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会 危険物・有毒物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安に関すること。
多数の者が出入りする事業所等(病院・デパート・工場等)	1 避難誘導、消火設備等の点検整備の実施に関すること。 2 従業員等に対する防災知識の普及及び避難訓練等の実施に関する こと。

第2節 災害対策本部等の設置等

[共通]

1 災害対策本部等の設置

市長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに八戸市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、八戸市災害対策本部設置条例及び八戸市災害対策本部運営要領に定めるところによる。

3 災害対策要員の参集

市長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画は、第2章第3節「動員計画」に定めるところに準じ、次のとおりとする。

また、職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

(1) 災害配備基準

配備基準は次のとおりとする。

配 備 区 分	配 備 時 期	実 施 内 容	配 備 要 員
警戒配備 災害対策本部を設置するに至らないが予想される災害に直ちに対処する態勢	1 津波注意報・「津波」の津波警報が発表されたとき 2 市内で震度4の地震を感じたとき 3 市長が特にこの配備を指示したとき	1 防災安全推進室は、地震・津波情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。 2 関係課は、各種情報収集に努め、防災安全推進室に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える。	1 防災安全推進室及び関係課の災害対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、防災安全推進室及び関係課の災害対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
非常配備 全庁をあげて対処する態勢	1 市内で震度6弱以上の地震を感じたとき 2 市長が特にこの配備を指示したとき	災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 全職員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、全職員が登庁して対処する。

	1 市内で震度5弱、5強の地震を感じたとき 2 「大津波」の津波警報が発表されたとき 3 市長が特にこの配備を指示したとき	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 各課の災害対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、各課の災害対策要員が登庁し対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
--	---	---	--

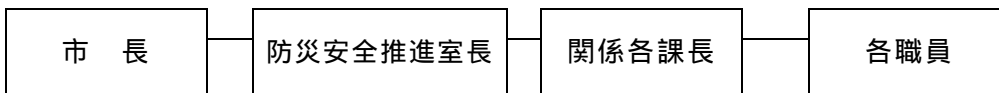
- (注) 1 「関係課」とは、市長が防災に関わりがあるものとして指定した課をいう。
 2 「災害対策要員」とは、各課長が災害応急対策に当たることとして指名した職員をいう。

(2) 職員の動員

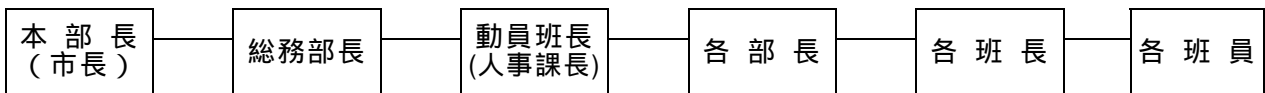
ア 動員の方法

(ア) 職員の動員は、初動体制マニュアルに基づくものとし、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。なお連絡を要する場合は、次の連絡系統により行う。

a 本部設置前



b 本部設置時



- (イ) 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。
 (ウ) 各部長は、部内各課(班)の応急対策に必要な職員が部内各課(班)における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、人事課長(動員班長)に応援職員の配置を求めることができる。
 (I) 人事課長(動員班長)は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策 [調整広報班、対策推進班、総務班、医療班、土木第一班、消防本部、各施設管理者]

(1) 情報の収集伝達における役割

情報の収集・伝達における役割は、第4章第1節「津波予報・地震情報等の発表及び伝達」に定めるところに準じ、次のとおりとする。

ア 津波予報・地震情報等の発表及び伝達

(ア) 津波予報の発表

仙台管区気象台は、青森県太平洋沿岸、陸奥湾並びに青森県日本海沿岸に係る津波予報を発表する。

青森地方気象台は、これを伝達する。

a 津波予報の種類、解説、発表される津波の高さ

予報の種類		解 説	発表される津波の高さ
津波 警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上 8m 6m 4m 3m
	津波	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2m 1m
津波 注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

(注) 1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

2 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに通知する。

3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

b 各予報区に該当する本県の市町村

青森県太平洋沿岸……大間崎北端以東の太平洋沿岸

大間町、風間浦村、むつ市、東通村、六ヶ所村、三沢市、おいらせ町、八戸市、階上町

陸奥湾及び青森県日本海沿岸……(記載省略)

(イ) 地震・津波に関する情報の発表

気象庁本庁及び仙台管区气象台または青森地方气象台は、次により地震及び津波に関する情報を発表する。

a 地震情報・津波情報の種類

地震情報	<p>(a) 震度速報 震度3以上を観測した地域の最大震度とその地域名を発表</p> <p>(b) 震源に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はなし」を付加して発表</p> <p>(c) 震源・震度に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、震度3以上の地域名などを発表</p> <p>(d) 各地の震度に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、震度1以上の地点名などを発表</p> <p>(e) 地震回数に関する情報 地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表</p>
津波情報	<p>(a) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 津波予報区ごとの津波の第一波が到達する予想時刻及び予想される津波の高さ</p> <p>(b) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 津波予報区（青森県日本海沿岸、青森県太平洋沿岸、陸奥湾）ごとの津波の第一波が到達する予想時刻並びに地点（深浦・むつ市関根浜・八戸・竜飛・むつ市大湊・青森）ごとの満潮時刻及び津波の第一波が到達する予想時刻</p> <p>(c) 津波観測に関する情報 津波の第一波が観測した時刻及びその高さ並びに津波の高さの最大及びその観測時刻（深浦・むつ市関根浜・八戸・竜飛・むつ市大湊）</p> <p>(d) 津波予報解除に関する情報</p>

b 情報の発表基準

気象庁本庁及び仙台管区气象台または青森地方气象台は、次の場合に発表する。

- (a) 津波予報が発表されたとき
- (b) 県内で震度3以上を観測したとき
- (c) それ以下でも必要と認めた場合

c 緊急の場合の措置

青森地方气象台は、上級官署の連絡情報を適時に受けることができない場合で、緊急やむを得ないときは、同气象台の地震観測の成果、収集した資料及び状況その他に基づいて独自に地震情報、津波情報、地震津波情報を発表する。

d 情報の内容

- (a) 地震の概況（発震時分、有感地域、震央の位置、震源の深さ、気象庁本庁の決定した地震の規模、各地の規模、各地の震度、その他の観測成果等）

- (b) 津波予報の解説
- (c) 津波の概況
- (e) 上記のほか地震及び津波の資料に基づき必要と認められた事項
- (ウ) 津波予報・地震情報等の伝達
 - a 津波予報・地震情報等の伝達方法
 - (a) 関係機関から通報される津波予報・地震情報等は、勤務時間内は防災安全推進室長が、勤務時間外は宿日直員（代行員等）が受領する。
 - (b) 宿日直員（代行員）が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。
 - (c) 津波予報・地震情報等を受領した防災安全推進室長は、市長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。
 - (d) 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。
 - b 震度4程度以上の地震を感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは次の措置を行う
 - (a) 青森地方気象台から発表される津波予報を受信し、必要な体制を整えるとともに、海岸から離れた高台等の安全地域からの目視、監視カメラ等の機器等を用いて海面の状態を監視する。
 - (b) 津波注意報・警報の伝達は、テレビ、ラジオ放送による方が早い場合が多いので、地震発生後は放送を聴取する。
 - (c) 市長の判断で、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、防災行政無線（同報無線）、広報車等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。
 - (d) 異常な気象を知ったときは、県、県警察及び関係機関に通報するとともに、上記aに準じた措置を行う。

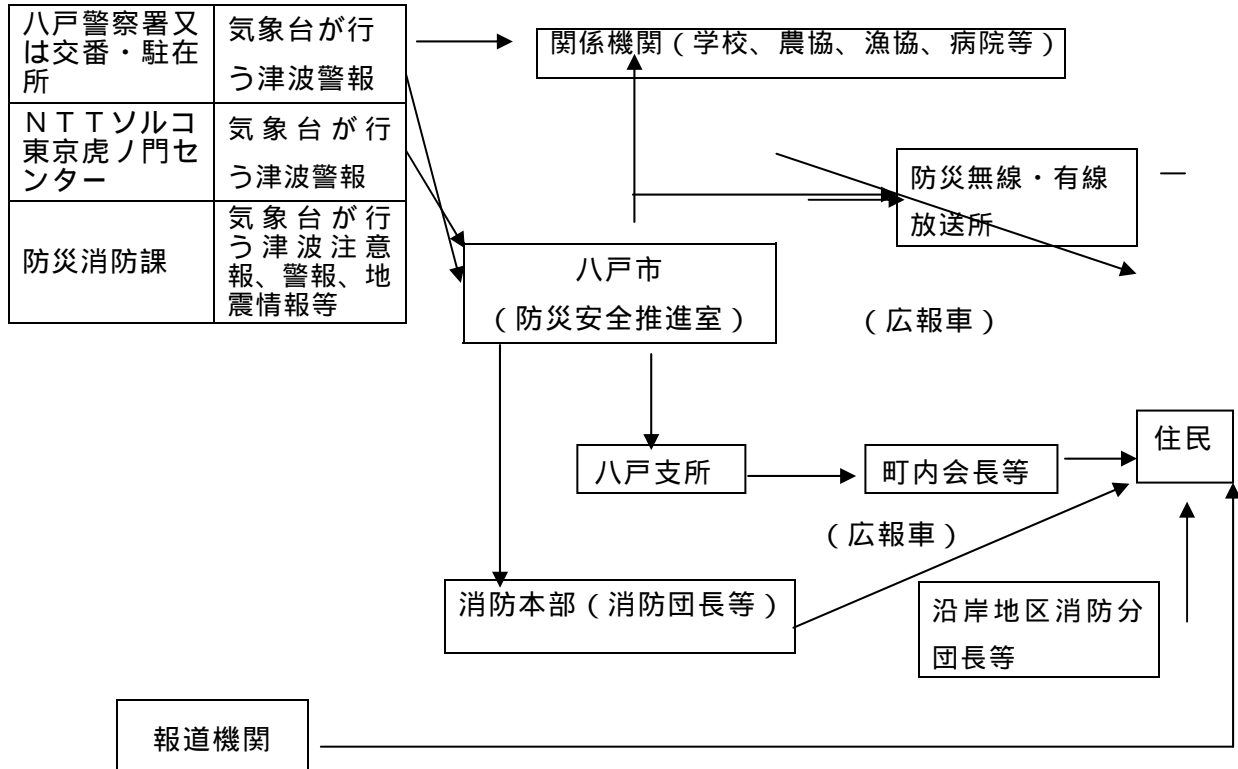
伝達責任者	伝達先等				伝達内容
	伝達先	電話番号	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
防災安全推進室長 企画総務課長	関係課		庁内放送 電話 庁内LAN 使 送	関係課長へ電話 (当直者が受領した場合は、当直者が防災安全推進室長及び関係課長へ電話(職員参集システム活用))	津波注意報・警報 (地震情報等)
水産振興課長	八戸漁業指導協会	33-3314	電話	電話	〃
農業振興課長	農業協同組合	70-7711	電話	電話	〃

(I) 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
防災安全推進室長 指令救急課長	市全住民	広報車、防災行政無線、有線放送	津波警報
	沿岸地区住民	広報車、防災行政無線、有線放送、口頭	津波注意報

(オ) 津波予報・地震情報等の伝達系統

津波予報・地震情報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



(2) 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報の収集・伝達については、第4章第2節「情報収集及び被害等報告」及び同章第3節「通信連絡」に定めるところに準ずる。

(3) 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

(4) 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずる。

(5) 救助・救出・消火・医療活動

ア 救助・救出

第4章第8節「救出」に定めるところに準ずる。

イ 消火

第4章第6節「消防」に定めるところに準ずる。

ウ 医療活動

第4章第15節「医療、助産及び保健」に定めるところに準ずる。

(6) 物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

(7) 輸送活動

第4章第17節「輸送対策」に定めるところに準ずる。

(8) 保健衛生・防疫活動

第4章第15節「医療、助産及び保健」及び同章第20節「防疫」に定めるところに準ずるほか、災害時の広域医療活動に必要な資機材の確保、トリアージ等の災害時に必要な技能を有する専門家の育成等を進める。

2 資機材、人員等の配備手配 [対策推進班、調達班]

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

イ 市は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請 [対策推進班、消防本部]

(1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

災害応援協定等の締結状況 資料・様式編 (資料 6-1 P148)

(2) 市は必要があるときは、上記 (1) に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

(3) 市は必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請する。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

なお、災害派遣を要請する予定の事項は、次のとおりである。

(ア) 被害状況の把握

(イ) 避難の援助

(ウ) 遭難者等の捜索活動

(エ) 水防活動

(オ) 消防活動

(カ) 道路又は水路の啓開、除去

(キ) 応急医療、救護及び防疫

(ク) 人員及び物資の緊急輸送

(ケ) 炊飯及び給水

(コ) 救援物資の無償貸付、譲与

(サ) 危険物の保安及び除去

(シ) その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

(4) 市は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努める。

第 4 節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

1 津波からの防護のための施設の整備等 [土木第一班]

津波による被害の想定を踏まえ、堤防や防波堤等の津波防護機能を有する施設の早急な整備・点検を行い、整備が不足している地域や、老朽化が進み耐震性・耐浪性の観点から補強・更新が必要な施設においては、津波防護機能を有する施設の新設や既存施設の耐震化、嵩上げ、更新、防潮林の整備等を計画的に実施する。

また、閉門作業の自動化や遠隔操作が可能な水門等の整備を進めるとともに、冬期の積雪等の影響下においても確実に作動する水門等の整備に努める。

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画

オ 防災行政無線等の整備の方針及び計画

2 津波に関する情報の伝達等 [対策推進班]

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第 3 節の 1 の (1) に準ずるものとし、光ネットワーク等を活用した映像等による災害情報の伝達・収集システムの構築、バイクの活用、ヘリコプター衛星通信等の実用化を検討し、可能なものから実施する。

(1) 迅速かつ的確な津波避難警報等の提供

ア 提供された津波警報等を当該地域の居住者及び一時滞在者等、全員にもれなく伝達するため、市防災行政無線（同報系及び移動系）の整備・拡充及びデジタル化の促進、高度化等による津波警報等の確実な伝達を図る。

イ 生活の中での様々な場面で津波警報等が得られるように、テレビ、ラジオ、携帯電話、ファックス等の多様な情報提供環境の整備を進める。

ウ 携帯電話、路側放送、道路情報板等、走行中の車両や運航中の列車、船舶等へも津波警報等を迅速に提供する仕組みの導入を図る。

エ 外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも津波警報等が的確に伝わるように、外国語での音声放送や文字放送等の情報提供方法の充実を図る。

オ 対応マニュアルの整備、訓練の実施等により対応能力の向上を図る。

(2) 沿岸地域の孤立への対応

発災時における地域内の集落の把握に努め、津波により孤立する可能性がある集落等において、衛星携帯電話、市防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等被災時に外部との通信

確保に向けた備えの強化を図るほか、これらの設備が停電により使用できなくなることも想定して、通信設備用の非常用電源の確保に努める。

3 避難対策等 [対策推進班、避難所班、福祉班、土木第一班]

(1) 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区は、別表のとおりである。

なお、市は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として老人、子ども、病人、障害者等災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

(2) 市は、上記(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図る。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 避難場所に至る経路

オ 避難の勧告又は指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 市は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。

また、冬期の避難生活環境の確保のために、暖房器具等の適切な配備に努める。

(4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

(5) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

ア 市は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難の勧告又は指示が行われたときは、上記アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

ウ 地震が発生した場合、市は上記アに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(6) 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。

(7) 市は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずる。

- (8) 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意する。
- ア 市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - (ア) 収容施設への収容
 - (イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - (ウ) その他必要な措置
 - イ 市は上記アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
 - (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
 - (イ) 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - (ウ) その他必要な措置
- (9) 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施する。

4 消防機関等の活動 [消防本部]

- (1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。
- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - イ 津波からの避難誘導
 - ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - エ 救助・救急 等
- (2) 上記(1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、消防計画に定めるところによる。

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

各防災関係機関は、積雪寒冷地であることに配慮した津波からの防護及び円滑な避難の確保のために実施すべき事項について、その対策を明示する。

(1) 水道 [水道企業団]

八戸圏域水道企業団は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるため必要な措置を講ずる。

(2) 電気

東北電力株式会社(八戸営業所)は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の迅速確実な伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずる。

ア 二次災害の予防措置

(ア) 災害の拡大防止

移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により災害の拡大防止を図る。

(イ) 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察・消防機関等から要請があっ

た場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

イ 広報

津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報を実施する。

また、被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。

(ア) 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

(イ) 公衆事故感電防止に関する広報

公衆事故感電を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと
- b 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力(株)八戸営業所に通報すること
- c 断線垂下している電線に絶対さわらぬこと
- d 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木を伐採するときは、速やかに東北電力(株)八戸営業所に連絡すること

(3) ガス

八戸ガス株式会社及び社団法人青森県エルピーガス協会八戸支部は、第4章第26節の(2)に準ずるほか、特に次の措置を講ずる。

ア ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

イ 災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある場合は、需要者及び住民に対し、広報車等により災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 通信

指定公共機関東日本電信電話株式会社(青森支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及びエヌ・ティ・ティ・ドコモ東北八戸支店は、第4章第25節の(5)に準ずるほか、特に次の措置を講ずる。

ア 津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保(非常用電源を含む)に万全を期する。

イ 地震発生後に通信がふくそうした場合の対策等の措置を講ずる。

(5) 放送

日本放送協会(青森放送局)、青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社は、第4章第26節の(6)に準ずるほか、特に次の措置を講ずる。

ア 放送は、居住者及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、大きな揺れを感じたときは、津波に対する避難が必要な地域の居住者及び観光客等に対して、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

イ 県、市その他の防災関係機関と協力し、観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。

ウ 発災後も円滑な放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的内容を定めておく。

6 交通対策 [土木第三班]

(1) 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

また、道路管理者は、避難所へのアクセス道路等に係る除雪体制を優先的に確保する等、除雪・防雪・凍雪害防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 海上及び航空

ア 第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の制限及び津波による危険が予想される場合には、船舶を安全な海域へ退避させる等の必要な措置を講ずるものとし、港湾管理者は港湾区域における漂流物発生対策等の必要な措置を講ずるものとする。

イ 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

(3) 鉄道

東日本旅客（北海道旅客、日本貨物）鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、また、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置を講ずる。

また、漂流物発生対策等の措置について定める。

(4) 乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。

また、計画の作成にあたっては、避難路の凍結等によって避難が困難になることを踏まえ、冬期においても津波からの円滑な避難が確保できるよう配慮する。

7 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策 [各施設管理者]

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

なお、伝達内容については、下記の留意事項を踏まえたものとする。

< 留意事項 >

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(I) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校、高等技術専門校、研修所等にあつては、当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

a 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(たとえば養護学校、盲学校、ろう学校等)、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、上記(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は上記(1)のア又は(1)のイの掲げる措置を講ずるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断する。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

各施設等の整備については、次の各施設毎に掲げる事項に留意しながら計画的な整備に努めるものとする。

なお、施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の耐震化 [対策推進班、建築指導班、各施設管理者]

(1) 建築物の耐震化の推進

住宅やオフィス等の耐震化を進めるために、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なハザードマップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知を図るほか、緊急輸送道路沿いなどの住宅・建築物に対する補助制度や税制優遇措置の活用促進により、住宅・建築物の耐震診断・耐震補強を促進する。

(2) 耐震化を進めるための環境整備

住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物の耐震診断に関する知識の普及・啓発を行い、耐震化に関する情報の提供を充実させるとともに、耐震診断・耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化や分かりやすいマニュアルの配布等、耐震化の促進支援策の充実を図る。

また、木造住宅が密集している地区の住宅や、多数の人が利用する建築物に対する耐震改修の指導等、耐震化の促進を図る。

(3) 公共施設等の耐震化

市及び関係事業者は、庁舎、学校、病院、公民館、駅等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設等の耐震化については、数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

2 避難地、避難路の整備 [対策推進班、土木第一～三班]

想定された津波到達時間や浸水域に基づいた避難地の計画的整備、耐震性・耐浪性や浸水深を考慮した上で、建築物を避難地に指定するいわゆる津波避難ビルの活用、平地が広範な沿岸部における人工高台の整備等により、各地域における避難地を早急に確保する。

また、避難地、避難路の確保にあたっては、背後地が急峻であるなど地形的に避難が困難な地域や、高齢化の進んだ避難困難者の多い地域等への優先的な指定・整備にも配慮する。その際、土砂災害危険箇所の防災対策との連携に配慮した避難路整備を図る。

なお、冬期においては、避難路の積雪や凍結によって避難が困難となることが予想されるため、避難路の除雪・防雪・凍結防止対策等を強化する。

3 津波対策施設 [水産班、土木第一班]

津波により著しい災害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・漁港施設等の整備を図る。

4 消防用施設の整備等 [消防本部]

地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

第3章第1節の2（消防施設・設備等）参照

5 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備 [土木第一～三班]

市は、国及び県と連携し、人員・物資の輸送に支障のないよう緊急輸送道路及び港湾等の整備を行う。

6 通信施設の整備 [対策推進班]

市その他防災関係機関は第3節の1及び第4節の2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を第3章第2節3の(3)に準じて整備する。

7 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備 [土木第一班]

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行う。

第 6 節 防災訓練計画

[対策推進班、消防本部]

防災訓練計画については、第 3 章第 5 節「防災訓練」に準じて、地震・津波災害発生時等における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとし、特に次の事項に配慮したものとする。

1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した防災訓練を実施する。

特に避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施にも配慮する。

2 1 の防災訓練は、年 1 回以上実施するよう努める。

3 1 の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

4 市は、防災関係機関及び自主防災組織等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、県、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。

(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練

(2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

(3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練

(4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

5 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

[共通]

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育及び広報

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行い、その内容はおおむね次の事項とする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
以下のような津波に関する正しい知識や取るべき行動の周知徹底を図る。
 - ア 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと
 - イ 津波は必ず引きで始まるものではないこと
 - ウ 津波の第一波が必ずしも最大のものではないこと
 - エ 大きな津波は数時間継続すること
 - オ 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が来襲する場合があること
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育及び広報

市は、関係機関と協力して、住民等の津波避難意識の向上のため、津波ハザードマップの整備等により津波避難計画の作成を進めるとともに、その作成に当たっては、住民参加により避難路、避難地の検討により地域で有効に利用されるものとなるよう配慮するなどし、津波防災教育の充実に努める。

また、パンフレットやチラシの配布、ホームページの活用、津波注意、津波避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置する等、現地の地理に不案内な観光客等にも配慮した広報に努める。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

なお、その内容は、おおむね次の事項とする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
以下のような津波に関する正しい知識や取るべき行動の周知徹底を図る。
 - ア 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと
 - イ 津波は必ず引きで始まるものではないこと
 - ウ 津波の第一波が必ずしも最大のものではないこと
 - エ 大きな津波は数時間継続すること

オ 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が来襲する可能性があること

- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育及び広報

学校等における防災教育は安全教育の一環として学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通して行うものとし、特に次のことに配慮した実践的な教育及び広報を行う。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波発生メカニズムと高潮との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 保護者、地域住民と共にハザードマップ等の作成に取り組み、地域の様子を把握すること

4 防災上重要な施設管理者に対する教育及び広報

市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮し、防災上重要な施設の管理者は、研修の参加に努める。

5 自動車運転者に対する教育及び広報

県公安委員会等は、自動車運転免許更新時や講習等の機会を通じ、地震発生時において自動車運転者が措置すべき事項についての教育及び広報を行う。

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること
- (2) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること
- (3) やむを得ず道路上に車を置いて避難する場合は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままにし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと

6 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

別表(第4節第3項関係)

避難対象地域	避難対象地区名
市川	大字市川町字下揚(市道市川下揚線(市道市川下揚線から市道市川工業団地3号線間の区域を除く。))から海側の区域に限る。)、大字市川町字堂ノ下、大字市川町字下中平沖(市道下中平沖線以南の区域に限る。)、大字市川町字市川(主要地方道八戸・百石線から海側の区域に限る。)、大字市川町字橋向、大字市川町字浜
下長	大字河原木字海岸、大字河原木字北沼(主要地方道八戸・百石線から海側の区域に限る。)、大字河原木字蓮沼、大字河原木字浜名谷地(主要地方道八戸・百石線から海側の区域に限る。)、大字河原木字中島、大字河原木字八太郎(臨海道路八太郎3号ふ頭線以南の区域に限る。)、大字河原木字南町、大字河原木字左比代、下長2丁目、下長3丁目(1番地、2番地、3番地、4番地、5番地、6番地及び7番地の各区域に限る。)、下長4丁目(1番地、2番地、3番地、4番地、5番地、6番地、7番地、8番地、9番地、10番地、11番地及び12番地の各区域に限る。)、下長5丁目(1番地、2番地及び3番地の各区域に限る。)、下長6丁目、下長7丁目、下長8丁目、高州1丁目(10番地を除く区域に限る。)、石堂1丁目、石堂3丁目(1番地、2番地、3番地、4番地、5番地及び6番地を除く区域に限る。)、石堂4丁目
三八城	河原木、大字河原木字赤沼、大字河原木字荒沼、大字河原木字石仏、大字河原木字川目、大字河原木字館、大字河原木字遠山新田、大字河原木字宇兵工河原、大字河原木字内河原、豊洲(ポートアイランド含む)、大字沼館字浜梨子河原、沼館1丁目(20番地に限る。)、沼館2丁目(1番地、2番地及び10番地を除く区域に限る。)、沼館3丁目、沼館4丁目、城下3丁目(7番地、8番地、15番地、16番地及び17番地の各区域に限る。)
江陽	江陽2丁目(11番地、12番地、18番地及び19番地の各区域に限る。)、江陽3丁目、江陽4丁目、江陽5丁目
小中野	小中野3丁目、小中野4丁目、小中野5丁目、小中野6丁目、小中野7丁目、小中野8丁目、諏訪1丁目、諏訪2丁目、諏訪3丁目(19番地、20番地及び21番地の各区域に限る。)、青葉2丁目(11番地、12番地、13番地、14番地、15番地、16番地、17番地、18番地、19番地、20番地及び21番地の各区域に限る。)
湊	大字湊町字下河原、新湊1丁目、新湊2丁目、新湊3丁目、大字湊町字大沢(JR八戸線から海側の区域に限る。)、大字湊町字大沢片平(JR八戸線から海側の区域に限る。)
白銀	字白銀町字三島下、白銀1丁目(JR八戸線から海側の区域に限る。)、白銀2丁目、大字白銀町字洲賀端、大字白銀町字下夕通、大字白銀町字人形沢(旧鮫道線以北の区域に限る。)、大字白銀町字昭和町、築港街第1ふ頭、築港街1丁目、築港街2丁目
鮫	大字鮫町字日出町、大字鮫町字二子石(JR八戸線から海側の区域に限る。)、大字鮫町字持越沢(JR八戸線から海側の区域に限る。)、大字鮫町字上鮫(JR八戸線から海側の区域に限る。)、大字鮫町字鮫(JR八戸線から海側の区域に限る。)

八戸市地域防災計画 [地震編]

平成 2 0 年 3 月修正

作成・発行 八戸市防災会議 八 戸 市

〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1 番 1 号

0178-43-2111(代表)・FAX0178-47-1485